



「NET119」利用開始

阿久根地区消防組合では、聴覚や言語障がいがあるかたがスマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番緊急通報ができる「NET119緊急通報システム」の運用を開始します。

○利用開始日

4月1日

○利用できる対象者

長島町・阿久根市に在住または在勤、在学のかたで、聴覚または言語障がい

問い合わせ先
阿久根地区消防組合東分遣所 阿久根地区消防組合長島分遣所
☎(86)0119[直通] ☎(88)5333[直通]



があり声で会話することが困難なかた

○使用料

NET119のアプリと使用に関する費用は無料ですが、アプリのインストールと使用時の通信費用は利用者の負担です。

子ども医療費の

窓口負担無料化拡大

4月1日から、子ども医療費の窓口負担無料化の対象が広がります。

対象世帯には、3月上旬に申請書を送付していただきますので、申請をお願いします。

現在、県内の医療機関での窓口負担無料化の対象者は、住民税非課税世帯の未就学児となっていますが、4月から住民税非課税世帯の高校生までに拡大されます。

○対象者

住民税非課税世帯の高校生までの子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日)

○手続きに必要なもの

- ・申請書
- ・子どもの健康保険証

○提出先

問い合わせ先
阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86)0119[直通]

- ・役場福祉事務所
- ・指江庁舎総合管理課

○提出期限

3月26日(金)

○無料となる医療費

保険が適用となる入院(食事代・ベット代などは除く)、通院、薬、訪問看護、柔道整復施術療養費

※保険適用外の健康診断、予防接種、薬の容器代、選定療養費は助成の対象となりません。詳細は問い合わせください。

転出する子どもの

申請を忘れずに

4月の進学に伴い、子どもの住民票を町外の寮や下宿などに移す場合は、子ども医療費の住所変更申請が必要です。申請がない場合、転出による資格喪失となります。中学校を卒業する子どもがいる世帯には、3月中旬に必要な書類を送付しますので、対象となる場合は申請を

役場福祉事務所子育て支援係
☎(86)1146[直通]

をお願いします。

○対象者

進学に伴い、住民票を町外の寮や下宿などに移す学生

※住民票を移さずに自宅から通学する学生は、申請の必要はありません。

○必要書類

- ・登録事項変更届
- ・別居監護申立書

・在学証明書または学生証の写し

・現在お持ちの受給資格者証

○提出先

- ・役場福祉事務所
- ・指江庁舎総合管理課

○提出期限

5月28日(金)

輸出にチャレンジしませんか

農林水産省では、輸出に意欲的な事業者のコミュニケーションサイトGFP(グローバル・ファーマー・プロジェクト)をつくり、輸出診断や商社との商談サポートを無料でサ
ビジネスパートナーを探したいかた

や輸出に関する情報を効率よく入手したいかたなど、輸出に関心のあるかたはGFPへの登録をお願いします。



GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト 公式ホームページ

問い合わせ先
県農政課かごしまの食輸出戦略室
☎099(286)3093

国税専門官採用試験

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験の受験者を募集します。

受験資格などの詳細は人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報NAV)をご覧ください。

世界自閉症啓発デー

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、同日から8日までは「発達障害啓発週間」です。

自閉症をはじめとする発達障がいかたは、他人の感情の直観的理解や適切な言葉の使いかたなどが苦手な場合

問い合わせ先
出水税務署
☎(62)0200

火災と間違われやすい行為をする場合は届け出を

があり、さまざまな問題や困難に直面しています。発達障がいの特徴を知り、正しく理解することが大切です。

たき火や野焼きなど火災と間違われやすい可能性のある行為をする場合は、あらかじめ、その旨を消防長へ届け出なければなりません。

この届け出は、火災予防上の危険が含まれる行為や、誤認による通報で消防活動に支障を生じないように行っていたり、正しく理解することが大切です。

阿久根地区消防組合のホームページまたは各分遣所に準備しています。

届け出を提出した場合でも、住民から火災と誤認し通報があった場合は、消防機関が向向き、消火活動をする場合があります。

問い合わせ先
県障害福祉課
☎099(286)2744

問い合わせ先
阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86)0119[直通]

黄色の旗が目印！ 飛散防止にご協力ください

県茶生産協会では、県下一斉に「お知らせ旗」の導入と設置による農薬の飛散防止対策に取り組んでいます。お知らせ旗設置の隣接ほ場は風向きに注意するなど、農薬の飛散防止にご協力ください。 ※お知らせ旗は収穫予定日の10日前から収穫が終わるまで、茶園に設置され、収穫直前であることお知らせする必要があります。

問い合わせ先
役場農林課農政係
☎(88)5670[直通]

